

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章〔略〕</p> <p>第7章 雑則（第26条）</p> <p>第8章〔略〕</p> <p>付則</p> <p>（保険料の賦課額）</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額（都民税額及び特別区民税額の合算額（<u>地方税法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。</u>）をいう。以下同じ。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 一般被保険者につき、前2項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）及び墨田区特別区税条例（昭和39年墨田</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章〔略〕</p> <p>第7章 雑則（第26条・<u>第26条の2</u>）</p> <p>第8章〔略〕</p> <p>付則</p> <p>〔同左〕</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る当該年度分の住民税額（都民税額及び特別区民税額の合算額（<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条において退職手当等とみなされる一時金を含む。以下「退職手当等」という。）に係るもの並びに地方税法第24条第1項に規定する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額（以下「利子割額等」という。）を除く。</u>）をいう。以下同じ。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2〔略〕</p> <p>3 一般被保険者につき、前2項の住民税額がない場合は、当該一般被保険者に係る市町村における当該年度分の都道府県民税額及び市町村民税額を、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）及び墨田区特別区税条例（昭和39年墨田</p>

区条例第43号)に定める算定方法によって算定し直した額の合算額(地方税法第50条の2及び第328条の規定によって課する所得割の額並びに同法第24条第1項の規定によって課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。)をもって第1項の住民税額とみなす。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 100分の68(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額(政令第29条の7第2項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

[略]

2 [略]

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 100分の26(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額(政令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

[略]

2 [略]

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

所得割 100分の16(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額(政令第29条の7第4項第5号ただし書に

区条例第43号)に定める算定方法によって算定し直した額の合算額(退職手当等に係るもの及び利子割額等を除く。)をもって第1項の住民税額とみなす。

[同左]

第15条の4 [同左]

所得割 100分の68(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

[略]

2 [略]

[同左]

第15条の12 [同左]

所得割 100分の26(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の55に相当する額を一般被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

[略]

2 [略]

[同左]

第16条の4 [同左]

所得割 100分の16(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る当該年度の住民税額の見込額の総額で除して得た数)

規定する場合にあっては、省令第32条の10  
に規定する方法により補正された後の金額の  
総額で除して得た数)

〔略〕

2 〔略〕  
(延滞金)

第22条 保険料の納付義務者は、納期限後にその  
保険料を納付する場合においては、当該納付金額  
に、その納期限の翌日から納付までの期間の日数  
に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000  
円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
)であるときは当該金額につき年14.6  
パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過す  
る日までの期間については、年7.3パーセン  
ト)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞  
金額を加算して納付しなければならない。ただ  
し、延滞金額に100円未満の端数があるとき、  
又はその全額が1,000円未満であるときは、  
その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 〔略〕  
(徴収猶予)

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号  
のいずれかに該当することによりその納付すべき  
保険料の全部又は一部を一時に納付することがで  
きないと認める場合においては、その申請によっ  
て、その納付することができないと認められる金  
額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収  
を猶予することができる。

~ 〔略〕

2 〔略〕  
(保険料の減免)

第24条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者  
は、その理由が消滅した場合においては、直ちに  
その旨を区長に申告しなければならない。

〔略〕

2 〔略〕  
〔同左〕

第22条 保険料の納付義務者は、納期限後にその  
保険料を納付する場合においては、当該納付金額  
に、その納期限の翌日から納付までの期間の日数  
に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000  
円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
)であるときは当該金額につき年14.6  
パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過す  
る日までの期間については、年7.3パーセン  
ト)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞  
金額を加算して納付しなければならない。ただ  
し、延滞金額に100円未満の端数があるとき又  
はその全額が1,000円未満であるときは、そ  
の端数金額またはその全額を切り捨てる。

2 〔略〕  
〔同左〕

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号  
のいずれかに該当することによりその納付すべき  
保険料の全部又は一部を一時に納付することがで  
きないと認める場合においては、その申請によっ  
て、その納付することができないと認められる金  
額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収  
を猶予することができる。

~ 〔略〕

2 〔略〕  
〔同左〕

第24条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 第1項の規定により、保険料の減免を受けた者  
は、その理由が消滅した場合においては、ただち  
にその旨を区長に申告しなければならない。

(被保険者証の交付に関する特例)

第26条 区の区域内に住所を有するに至ったこと  
により被保険者の資格を取得した者について、被  
保険者証の交付の請求があった場合においては、

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、  
区長が定める。

付 則

( 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特  
例 )

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被  
保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に  
所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第  
3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公  
的年金等所得」という。)について同条第4項に  
規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上であ  
る者に係るものに限る。)の控除を受けた場合  
における第19条の2の規定の適用については、同  
条中「地方税法第703条の5第1項の規定の例  
により、算定した総所得金額」とあるのは「地方  
税法第703条の5第1項の規定の例により、算  
定した総所得金額(所得税法第35条第3項に規  
定する公的年金等に係る所得については、同条第  
2項第1号の規定によって計算した額から15万  
円を控除した額)」とする。

( 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料減  
額の特例 )

第4条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若し  
くは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条  
の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合  
における第19条の2の規定の適用については、同  
条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林  
所得金額並びに地方税法附則第33条の3第5項  
に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とす  
る。

( 長期譲渡所得等に係る保険料減額の特例 )

第5条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若し  
くは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条  
第4項の譲渡所得を有する場合における第19条  
の2の規定の適用については、同条中「及び山林  
所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並び

区は、その請求があった日から起算して3箇月を  
経過するまでの間において当該被保険者証を交付  
するものとする。

〔同左〕

第26条の2 〔同左〕

付 則

〔同左〕

第3条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被  
保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に  
所得税法第35条第3項に規定する公的年金等  
に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)に  
ついて同条第4項に規定する公的年金等控除額  
(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)  
の控除を受けた場合における第19条の2の規定  
の適用については、この規定中「地方税法第70  
3条の5第1項の規定の例により、算定した総所  
得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第  
1項の規定の例により、算定した総所得金額(所  
得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係  
る所得については、同条第2項第1号の規定に  
よって計算した額から15万円を控除した額)」  
とする。

〔同左〕

第4条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若し  
くは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条  
の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合  
における第19条の2の規定の適用については、こ  
の規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び  
山林所得金額並びに地方税法附則第33条の3第  
5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」  
とする。

〔同左〕

第5条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若し  
くは特定同一世帯所属者が地方税法附則第34条  
第4項の譲渡所得を有する場合における第19条  
の2の規定の適用については、この規定中「及び  
山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額

に地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 〔略〕

(株式等に係る譲渡所得等に係る保険料減額の特例)

第6条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第11項の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

2 地方税法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(上場株式等に係る配当所得に係る保険料減額の特例)

第6条の2 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の2第5項の配当所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、同条中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る保険料減額の特例)

第6条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2の6第11項又は第15項の適用を受ける場合における前条の規定の適用については、同条中「上場株式等に係る配当所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る配当所得の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規

並びに地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

2 〔略〕

〔同左〕

第6条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の2第6項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第19条の2の規定の適用については、この規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第11項の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

2 地方税法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

〔新設〕

〔新設〕

<p>定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る保険料減額の特例)</p> <p>第7条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、<u>同条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)</p> <p>第12条 <u>平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるのは、「42万円」とする。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第4項の先物取引に係る事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の2の規定の適用については、<u>この規定中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
---	---

## 付 則

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第14条の2、第15条、第15条の4第1項、第15条の12第1項、第16条の4第1項、第23条第1項及び第24条第4項の改正規定、第26条を削り、第26条の2を第26条とする改正規定並びに付則第3条、第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の改正規定は公布の日から、第22条第1項の改正規定、付則第6条第2項の改正規定及び同条の次に2条を加える改正規定並びに次項の規定は平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第22条第1項の規定は、平成22年1月1日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。